

# 防災安全対策特別委員会 案件一覧

(令和6年3月1日開催分)

○所管事務報告 6件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者(所管課長名等)
総務部	1	令和6年2月5日～6日の大雪に伴う対応について	1	長谷川 防災計画担当課長
	2	大田区防災会議の開催について	2	
	3	民間企業との災害時協力協定の締結について	3	
	4	令和5年大田区における刑法犯認知件数について	4	石井 生活安全担当課長
	5	死者の発生した火災について	5	奥寺 防災支援担当課長
まちづくり推進部	6	東京都による盛土規制法に基づく規制区域案の公表について	1	立花 まちづくり推進部副参事 (耐震改修担当)

令和6年2月5～6日の大雪に伴う対応について

1 気象情報

日付 (曜日)	発表時間	発表	解除	継続	
2月5日	(月)	10:29	強風注意報 波浪注意報		
		14:50	大雪注意報 風雪注意報	強風注意報	波浪注意報
		19:44	雷注意報		大雪注意報、風雪注意報 波浪注意報
		20:19	大雪警報 着雪注意報	大雪注意報	風雪注意報、波浪注意報 雷注意報
2月6日	(火)	0:23	大雪注意報	大雪警報 雷注意報	風雪注意報、波浪注意報 着雪注意報
		4:05	強風注意報	風雪注意報 着雪注意報	波浪注意報
		10:23		全解除	

2 大田区態勢について

(1) 除雪本部の設置・解除

日付 (曜日)	時間	設置・解除	
2月5日	(月)	17:15	監視態勢 (設置)
		20:19	監視態勢 (解除) 除雪本部 (設置)
2月6日	(火)	9:10	除雪本部 (解除)

(2) 水防態勢配備人員 182名 災害時緊急応急対策等作業委託業者：12名 (夜間)

配備態勢部署

都市基盤整備部：113名

総務部：5名

まちづくり推進部：16名 (※空港まちづくり本部、鉄道・都市づくり部含む)

地域力推進部：46名

企画経営部：2名

### 3 活動状況

都市基盤管理課	全庁の指揮・統括、気象情報の収集・発信、被害情報の収集、防災関係機関との調整、管内の除雪作業
道路課、公園課 建設工事課	管内の除雪作業
各地域基盤整備課	管内パトロール及び被害情報の収集、管内の除雪作業
防災危機管理課	気象情報の収集、被害情報の収集、防災関係機関との調整、区民への注意喚起、区民等からの問合せ対応
まちづくり推進部 空港まちづくり本部 鉄道・都市づくり部	管内の除雪作業
地域力推進課	被害情報の収集、特別出張所との情報共有
各特別出張所	被害情報の収集、自治会・町会との情報共有、所管施設周辺の除雪作業
広聴広報課	区民への注意喚起、区民等からの問合せ対応

### 4 被害状況

被害なし

## 大田区防災会議の開催について

### 1 概要

災害対策基本法第16条に基づき、地域防災計画の作成及び、防災に関する重要事項を審議するため設置する会議体。関係する行政機関や公共機関、公共団体等から指名した委員により構成されます。

### 2 日時

令和6年3月26日（火）午前9時30分から10時30分まで

### 3 場所

大田区役所 11階 第五・六委員会室

### 4 議題（予定）

- （1）地域防災計画の修正について
- （2）災害時物流改革について
- （3）令和6年能登半島地震への区の対応について
- （4）区職員用防災被服の入替について
- （5）個別避難計画について
- （6）その他

### 5 出席者

- （1）大田区防災会議委員 53名（大田区長、両副区長、教育長を除く）
- （2）大田区長、両副区長、教育長 4名
- （3）大田区災害対策各部長 13名

### 6 その他

会場には先着10名の傍聴席を設けます。

大田区防災会議委員名簿

会長：大田区長

参考資料

令和6年2月時点

委嘱区分		所属・役職名	氏名
区議会議員	1	防災安全対策特別委員会委員長	三沢 清太郎
	2	防災安全対策特別委員会副委員長	伊佐治 剛
指定地方行政機関	3	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所長	石井 宏明
	4	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 田園調布出張所長	尾崎 武志
	5	国土交通省 東京航空局 東京空港事務所 東京国際空港長	松岡 慎治
	6	海上保安庁 東京海上保安部次長	福井 勝
陸上自衛隊	7	陸上自衛隊 第1師団第1普通科連隊第1中隊長	滝口 貴稔
東京都	8	建設局 第二建設事務所長	林 博志
	9	港湾局 東京港建設事務所 高潮対策センター所長	村岡 洋次郎
	10	交通局 大門駅務管区管区長	上嶋 淳史
	11	水道局 南部支所長	佐藤 和司
	12	下水道局 南部下水道事務所長	小塚 正啓
警視庁	13	第二方面本部長	吉岡 寿彦
	14	大森警察署長	高橋 哲
	15	田園調布警察署長	庄崎 宗晴
	16	蒲田警察署長	三浦 史雄
	17	池上警察署長	田口 寿一
	18	東京空港警察署長	川元 一郎
区の職員	19	東京湾岸警察署長	山田 学
	20	副区長	川野 正博
教育委員会	21	副区長	玉川 一二
	22	教育長	小黒 仁史
東京消防庁	23	第二消防方面本部長	古賀 崇司
	24	大森消防署長	高宮 恭一
	25	田園調布消防署長	小原 重政
	26	蒲田消防署長	加藤 英治
	27	矢口消防署長	佐藤 拓
消防団	28	大森消防団長	高井 信太郎
	29	田園調布消防団長	永田 吉晴
	30	蒲田消防団長	佐藤 光男
	31	矢口消防団長	雨宮 萬藏
指定公共機関	32	日本郵便株式会社 蒲田郵便局長	大木 茂春
	33	東日本旅客鉄道株式会社 蒲田駅長	小俣 和範
	34	東日本電信電話株式会社 東京南支店長	米沢 忠大
	35	日本赤十字社 東京都支部大田区地区長	鈴木 晶雅
	36	首都高速道路株式会社 東京東局副局長	小沢 清隆
	37	東京電力パワーグリッド株式会社 品川支社長	黒田 亜剛
	38	東京ガスネットワーク株式会社 東京中支店 支店長	藤原 和広
指定地方公共機関	39	東急電鉄株式会社 運輸部 蒲田駅長	渡邊 規康
	40	京浜急行電鉄株式会社 安全推進部課長	笠野 大
	41	東京モノレール株式会社 総務部課長	傳村 名穂子
	42	一般社団法人東京都トラック協会 大田支部長	菊池 正浩
	43	一般社団法人大森医師会 会長	水野 幸一
	44	一般社団法人田園調布医師会 会長	内山 浩志
	45	一般社団法人蒲田医師会 会長	松坂 聡
	46	公益社団法人東京都大田区蒲田歯科医師会 会長	内田 秀彰
公共的団体	47	大田区自治会連合会 会長	三木 伸良
	48	大田区自治会連合会 副会長	鈴木 英明
	49	大田区自治会連合会 副会長	山本 幸男
	50	大田建設協会 会長	小林 光一
	51	大田造園協会 会長	原田 由季子
その他区長が必要と認めるもの	52	元大田区男女共同参画推進区民会議委員	氏家 祥美
	53	大田区助産師会	清水 映里子
	54	大田区自立支援協議会（防災・あんしん部会 部会長）	志村 陽子
	55	大田区婦人団体連合会 会長	利根川 文子
	56	大田区商店街連合会女性部 部長	佐藤 宏子
	57	元矢口消防署長	久保田 起美恵

防災安全対策特別委員会 令和6年3月1日
総務部 資料3番
所管 防災危機管理課

## 民間企業との災害時協力協定の締結について

総務部防災危機管理課と以下の民間企業との間で、災害時協力協定を締結したことを報告する。

### 1 トヨタモビリティ東京株式会社

#### (1) 概要

区の主要な幹線道路沿いにおける帰宅困難者対策の強化を目的とし、一時滞在施設の提供等を協力内容とした災害時協力協定を令和6年2月16日締結した。

#### (2) 相手方団体の所在地

港区芝浦四丁目8番3号（本社）

#### (3) 一時滞在施設の名称

ア 蒲田仲六郷店 : 大田区仲六郷一丁目50番8号

イ 大森店 : 大田区大森本町一丁目3番15号

ウ レクサス池上 : 大田区矢口三丁目9番6号

#### (4) 協定の内容

ア 一時滞在施設の提供

イ 備蓄物資の配布

ウ 帰宅困難者の誘導

エ 一時滞在施設の管理運営

オ その他甲乙が協議し、協議が整った事項

### 2 株式会社オオゼキ

#### (1) 概要

災害時に必要な物資の確保を主な目的とし、応急物資の優先提供等を協力内容とした災害時協力協定を令和6年2月29日締結した。

#### (2) 相手方団体の所在地

東京都世田谷区北沢二丁目9番21号2階（本社）

#### (3) 協定の内容

ア 応急物資の優先供給

イ アに係る応急活動要員の派遣

ウ 区内の5店舗（池上、大森駅前、大森北、御嶽山、雪が谷）における避難場所、駐車場・駐輪場の提供等

#### (4) その他

今後、本協定は産業経済部に移管予定である。

## 令和5年大田区における刑法犯認知件数について

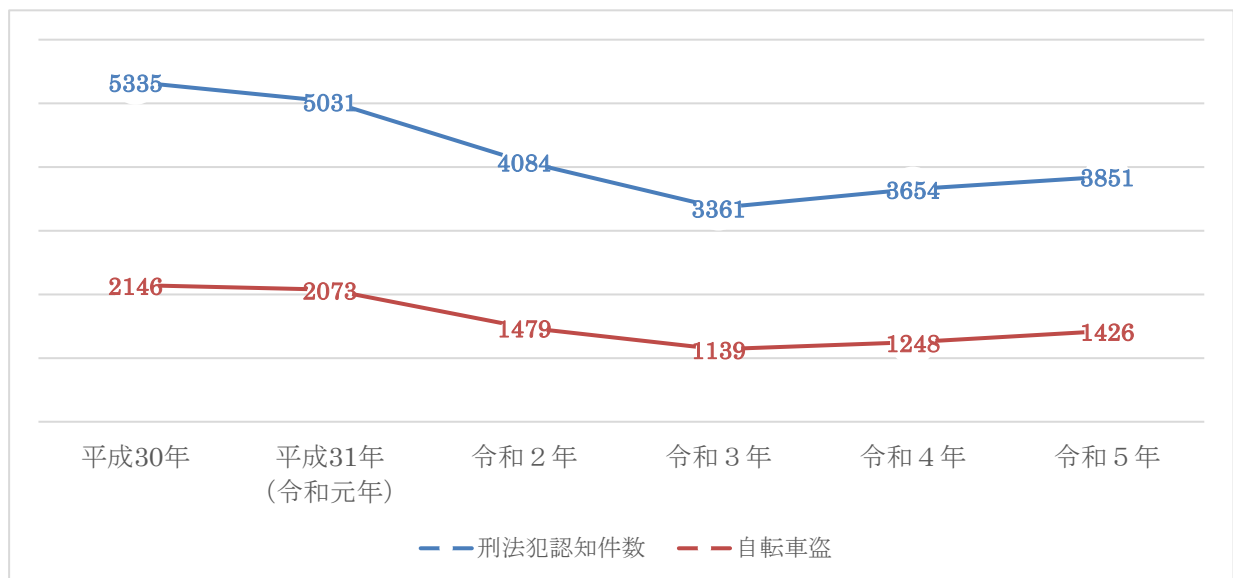
### 【刑法犯認知件数及び自転車盗】

令和5年の区内における刑法犯認知件数は3,851件（前年比+197件）で2年連続の増加となりました。件数を23区で比べるとワースト5位（令和4年はワースト4位）となりましたが、人口千人当たりの刑法犯認知件数比率は、23区で8位（令和4年も8位）でした。

また、令和5年は各地域における人流が新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準まで戻りつつあることから、令和元年の刑法犯認知件数とも比較すると、令和元年比-1,180件となっています。

自転車盗は、1,426件（前年比+178件）で2年連続の増加となり、自転車盗の増加が刑法犯認知件数増加の要因と考えられます。件数を23区で比べるとワースト4位（令和3年はワースト3位）でした。

### 《大田区内刑法犯認知件数推移》



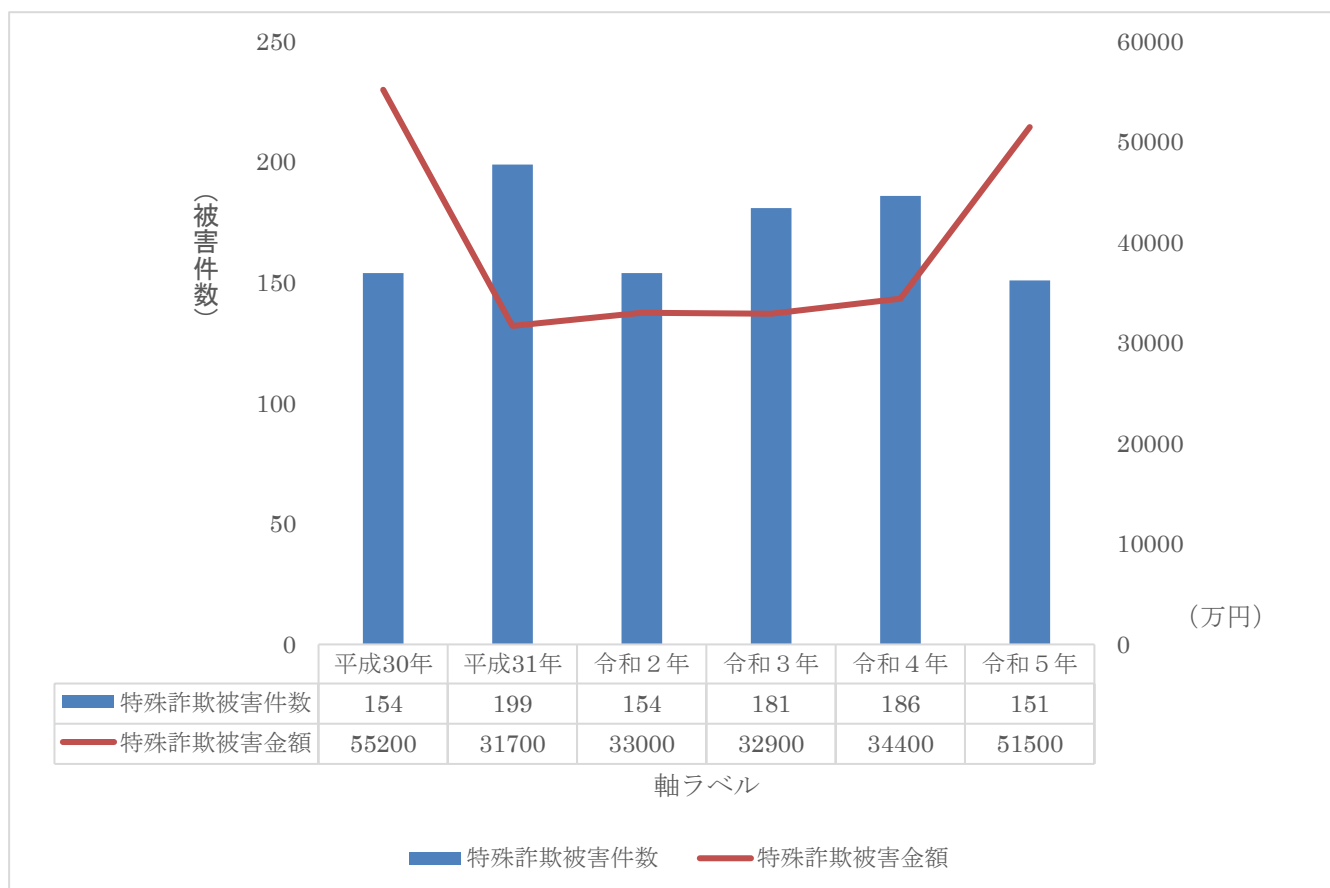
## 【特殊詐欺】

令和5年の区内における特殊詐欺被害件数は151件（前年比-35件）で、3年振りに減少しました。件数を23区で比べるとワースト2位（令和4年もワースト2位）、被害額は約5億1,500万円（前年比+約1億7,100万円）でした。

手口別内訳は、オレオレ詐欺が48件で最も多く、次いで還付金詐欺が33件、預貯金詐欺と架空料金請求詐欺がそれぞれ26件となっています。

特殊詐欺の被害件数、被害額は全国的に増加しており、深刻な情勢が続いていることから、引き続き、高齢福祉課や消費者生活センターなどと連携して、抑止効果の高い自動通話録音機の普及を促進するとともに、様々な広報ツールを活用して情報発信を行い被害防止に努めてまいります。

### 《 大 田 区 特 殊 詐 欺 被 害 件 数 推 移 （ 過 去 5 年 ） 》





## 死者の発生した火災について

### 1 出火日時等

- (1) 発生日時：令和6年2月26日（月）出火時分は調査中
- (2) 所 在：矢口2-21-15 都営矢口二丁目アパート
- (3) 延焼被害：耐火造12階建て 共同住宅 住居20㎡焼損（部分焼）

### 2 時間経過

- (1) 出 火 調査中
- (2) 覚 知 8時57分
- (3) 鎮 圧 9時46分
- (4) 鎮 火 10時47分

### 3 人的被害

死者1名

### 4 大田区の対応

矢口特別出張所員が現場を確認し、見舞金の支給等を行った。

防災安全対策特別委員会 令和6年3月1日
まちづくり推進部 資料1番
所管 防災まちづくり課

## 東京都による盛土規制法に基づく規制区域案の公表について

盛土等による災害から人命を守る観点にたち、盛土等を行う土地の用途（宅地、森林、農地等）やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下、「盛土規制法」という。）が新たに定められた（令和5年5月26日施行）。

東京都では、令和6年7月下旬に盛土規制法に基づく規制を開始する予定とし、令和6年1月29日、盛土規制法に基づく規制区域案の公表をした。

### 1 公表内容

以下、東京都公表用周知リーフレットのとおり

別紙1 「都民の皆様へ 盛土規制法に基づく規制区域案を公表しました」

別紙2 「事業者の皆様へ 盛土規制法に基づく規制区域案を公表しました」

### 2 新制度への移行スケジュール

令和6年1月29日 盛土規制法に基づく規制区域案の公表

盛土規制に係る基準類案の公表（2月28日まで意見募集）

令和6年7月下旬予定 盛土規制法に基づく規制の開始（各規制区域の指定）

### 3 その他

盛土規制法に基づく規制等については、東京都都市整備局ホームページで閲覧可

(<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/takuzou/index.html>)

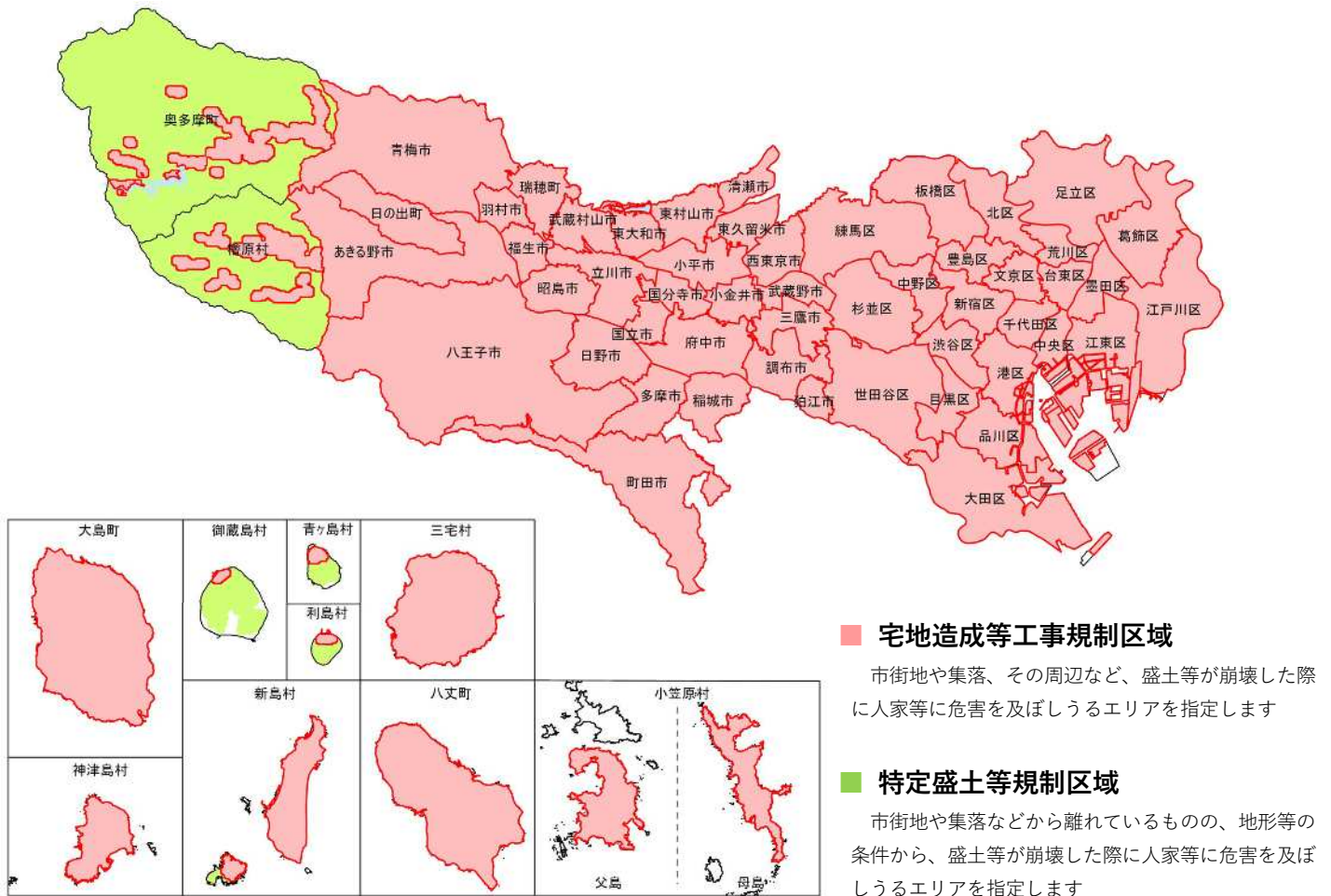


盛土等による災害から人命を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が新たに定められました。東京都では、盛土規制法に基づく規制区域を令和 6 年 7 月下旬に指定し、運用を開始する予定です。

## 規制区域に指定されると…

- 過去の盛土等も含めて、土地所有者等ができる限り土地を常に安全な状態に維持することが必要です。
- 盛土等を行う場合は、あらかじめ許可又は届出が必要になります。
- 不動産取引を行う際、盛土規制法に基づく制限の内容が説明されます。

## 規制区域案

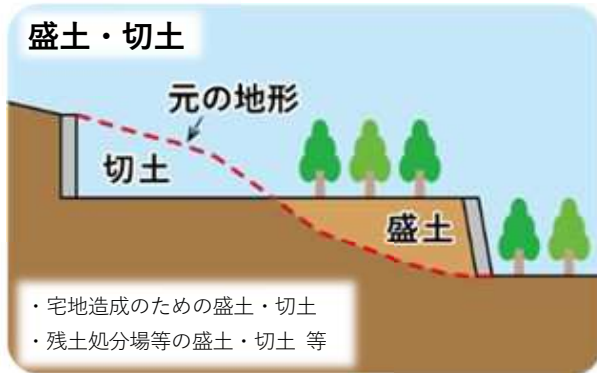


※区域案の詳細は、ホームページをご覧ください。

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/takuzou/takuzou06.html>

## 主な規制対象

許可又は届出が必要となる盛土等とは次のような行為を指し、一定規模以上のものが規制対象となります。



## 規制対象となる盛土等に対する措置

規制対象となる盛土等には次の措置がとられ、不正な盛土等を見つけやすくなります。

東京都等が  
許可情報を公表

工事主が周辺住民に  
工事の内容を事前周知

工事主が工事現場に  
標識を掲示

※ 無許可で盛土等を行った場合などは、処分の対象になります。

## 盛土規制法に関するよくある質問

Q

自分の土地が規制区域に入ったら、どのような手続きが必要ですか？

A

盛土等の工事を行わない限り、特に手続きは必要ありません。一方で、規制区域内では、盛土等が行われた土地を常時安全な状態に維持する努力義務が土地所有者等に課せられます。自分の土地の盛土等が周囲に危険を及ぼさないよう注意してください。

Q

許可を受けていない盛土工事は、どのように見分けられますか？

A

許可対象の工事である場合、許可取得後にインターネット上で公表されるほか、工事中は工事現場に標識が設置されます。

Q

土地を買う時、事業者から説明はありますか？

A

規制区域内で不動産取引を行う場合は、宅地建物取引業法に基づく重要事項説明において、盛土規制法に基づく制限の内容が説明されることとなります。

## 相談窓口

大田区 まちづくり推進部  
建築審査課 建築指導担当

TEL : 03 (5744) 1334

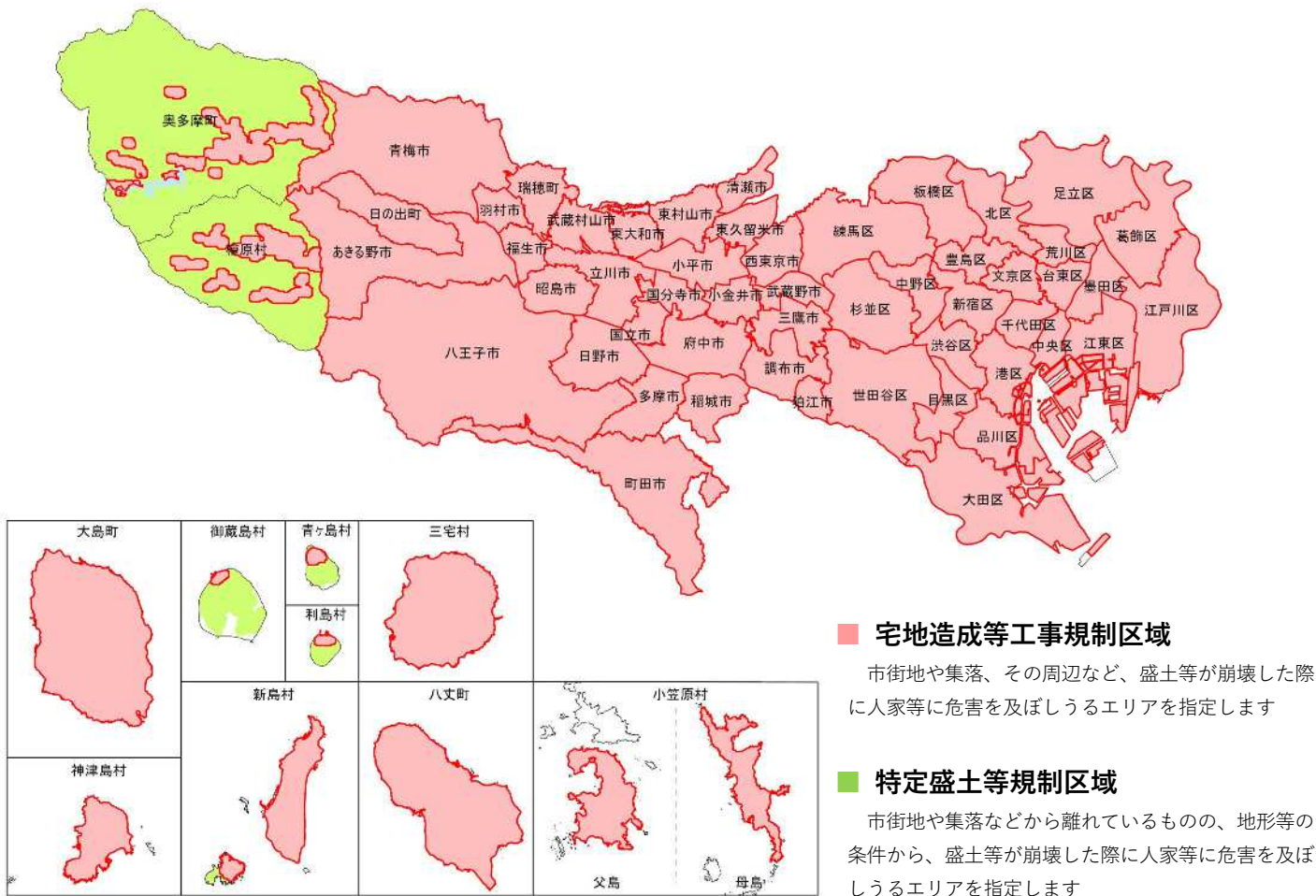


東京都 盛土規制法

宅地造成等規制法が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が新たに定められました。東京都では、盛土規制法に基づく規制区域を令和6年7月下旬に指定し、運用を開始する予定です。

令和6年7月下旬以降、規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合は、工事着手前に許可又は届出が必要となりますので、手続きに漏れないようご注意ください。

## 規制区域案



※区域案の詳細は、ホームページをご覧ください。

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/takuzou/takuzou06.html>

## 許可申請から工事完了までの流れ

### ① 許可申請前

- ・土地の所有者等  
全員の同意
- ・周辺住民への  
事前周知

### ② 許可申請・許可

- ・許可基準への適合
- ・知事等の許可

### ③ 工事着手

- ・現場での標識掲出
- ・中間検査
- ・定期報告

### ④ 工事完了

- ・完了検査

※無許可で盛土等を行った場合などは罰則の対象になります。

(最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下、法人に対しては最大3億円以下)

※都市計画法に基づく開発許可を受けて行われる工事については、盛土規制法の許可を受けたものとみなされ、③以降が適用されます(みなし許可)。

## 規制対象となる盛土等の規模

区域	行為	許可				
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件 ①盛土で高さが <b>1m超</b> の崖を生ずるもの	要件 ②切土で高さが <b>2m超</b> の崖を生ずるもの	要件 ③盛土と切土を同時に行い、 高さが <b>2m超</b> の 崖を生ずるもの(①、②を除く)	要件 ④盛土で高さが <b>2m超</b> となるもの(①、③を除く)	要件 ⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超</b> となるもの(①~④を除く)
	イメージ図					
土石の堆積	一時的な	要件 ⑥最大値に堆積する高さが <b>2m超</b> かつ面積が <b>300㎡超</b> となるもの			要件 ⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超</b> となるもの	
	イメージ図					

区域	行為	許可		届出		
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件 ①盛土で高さが <b>1m超 2m超</b> の崖を生ずるもの	要件 ②切土で高さが <b>2m超 5m超</b> の崖を生ずるもの	要件 ③盛土と切土を同時に行い、 高さが <b>2m超 5m超</b> の 崖を生ずるもの(①、②を除く)	要件 ④盛土で高さが <b>2m超 5m超</b> となるもの(①、③を除く)	要件 ⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超 3,000㎡超</b> となるもの(①~④を除く)
	イメージ図					
土石の堆積	一時的な	要件 ⑥最大値に堆積する高さが <b>2m超 5m超</b> かつ面積が <b>300㎡超 1,500㎡超</b> となるもの			要件 ⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超 3,000㎡超</b> となるもの	
	イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し 30° を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

## 区域指定日をまたぐ工事の対応

旧法に基づく 宅造規制区域	宅造許可又は開発許可の取得状況	区域指定時の 工事着手状況	適用	必要手続
内	なし	済	—	届出※1
	区域指定時に宅造許可又は開発許可あり	未/済	旧法	—
	区域指定時に宅造許可申請中で許可前	未	新法	許可申請
	区域指定後に開発許可取得	未	新法※2	—
外	なし	済	—	届出※1
	区域指定時に開発許可あり	未	新法	許可申請
		済	—	届出※1
	区域指定後に開発許可取得	未	新法※2	—

※1 区域指定日から 21 日以内に、当該工事についての届出が必要です。

※2 盛土規制法の許可を受けたものとみなされ、中間検査や定期報告、完了後の保全義務等の対象となります。

## 相談窓口

大田区 まちづくり推進部  
建築審査課 建築指導担当

TEL : 03 (5744) 1334



東京都 盛土規制法